

議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年(2025年)11月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第36条の2—第36条の7) 」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第36条の2—第36条の7) 」

第3章の3 林野火災の予防(第36条の8・第36条の9) 」

に改める。

第36条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第36条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第36条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第36条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第36条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第51条の3第1項第3号中「第55条」を「第55条第1項第6号」に改める。

第55条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第36条の2-第36条の7)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第36条 火災に関する警報</p> <hr/> <p>_____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第36条の2-第36条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第36条の8・第36条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第36条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報)</p> <p><u>第36条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第36条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p><u>第36条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第36条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p>

(屋外催しに係る防火管理)

第51条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第55条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第55条 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第51条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第55条第1項第6号において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第55条 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

消防予第 383 号  
消防特第 159 号  
令和 7 年 8 月 29 日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁次長  
(公印省略)

### 火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

本年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書を取りまとめたところです。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 第 1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

火災予防条例（例）上の火災に関する警報は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にしたこと。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行ったこと。ただし、地域の実情に応じて、当該規定を引き続き設けることとしても差し支えないこと。（第 29 条関係）

#### 第 2 林野火災の予防に関する事項

##### 1 林野火災に関する注意報

市（町・村）長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしたこと。

また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市（町・村）の区域内にある者は、火災予防条例（例）第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととしたこと。

さらに、市（町・村）長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとしたこと。（第 29 条の 8 関係）

## 2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

市（町・村）長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例（例）第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたこと。（第 29 条の 9 関係）

## 第 3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にしたこと。

また、消防長（消防署長）は、火災予防条例（例）第 45 条第 1 項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしたこと。（第 45 条関係）

火災予防条例（例）第 45 条に第 2 項を追加したことに伴い、所要の規定の整理を行ったこと。（第 42 条の 3 関係）

## 第 4 その他

施行期日は、令和 8 年 1 月 1 日としたこと。（附則関係）

なお、改正後の条例の運用については、「令和 7 年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和 7 年 8 月 29 日付け消防庁次長通知）及び「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について」（令和 7 年 8 月 29 日付け消防第 130 号等消防庁防災課長等関係課室長連名通知）も参考にすること。

（問い合わせ先）

予防課

担 当：高木、松下

電 話：03-5253-7523

特殊災害室

担 当：石野、鈴木

電 話：03-5253-7524

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）はこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>「第一章〜第三章 略」</p> <p>第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（ 第二十九条の二―第二十九条の七）</p> <p>第三章の三 林野火災の予防（第二十九条の八・第二十九条の 九）</p> <p>「第四章〜第七章 略」</p> <p>附則</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第二十九条 火災に関する警報（法第二十二條第三項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における</p>	<p>目次</p> <p>「第一章〜第三章 同上」</p> <p>第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（ 第二十九条の二―第二十九条の七）</p> <p>「第四章〜第七章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p>

火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 二 煙火を消費しないこと。
- 三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市（町・村）長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

〔削る〕

### 第三章の三 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

- 第二十九条の八 市（町・村）長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができ、
- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市（町・村）の区域内に在る者は、第二十九条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

一 山林、原野等において火入れをしないこと。

二 煙火を消費しないこと。

三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市（町・村）長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

〔新設〕

3 市(町・村)長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第二十九条の九 市(町・村)長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第二十九条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第四十二条の三 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の十四日前までに(当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

【一・二 略】

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第四十五条第一項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

【四〇六 略】

(屋外催しに係る防火管理)

第四十二条の三 「同上」

【一・二 同上】

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第四十五条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

【四〇六 同上】

〔2 略〕

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)  
第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

二 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

四 水道の断水又は減水

五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場  
合に限る。)

2|| 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

〔2 同上〕

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)  
第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

二 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

四 水道の断水又は減水

五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場  
合に限る。)

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

## 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、総務省消防庁において「大船渡林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催されました。同検討会の報告書において、林野火災予防の実効性を一層高める必要があるとされたことから、総務省消防庁が示す火災予防条例の標準的な指針である火災予防条例（例）の一部が改正されました。このことを踏まえ、本市においても火災予防条例（例）に準じて宝塚市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正内容

林野火災に関する注意報及び林野火災に関する警報の創設（第36条の8及び第36条の9）

	発令に関する基準	発令に伴う火の使用制限	火の使用制限の対象区域
林野火災に関する注意報	気象の状況が林野火災の予防上 <u>注意を要</u> すると認めるとき	宝塚市火災予防条例第36条各号に定める火の使用制限※1の <u>努力義務</u>	林野火災の発生の危険性を勘案して区域を指定
林野火災に関する警報	気象の状況が林野火災の予防上 <u>危険である</u> と認めるとき	宝塚市火災予防条例第36条各号に定める火の使用制限の <u>義務</u>	

※1 山林、原野等において火入れをしないこと。屋外において火遊び又はたき火をしないこと等